

2024年度 空き店舗等活用促進事業補助金のご案内

●事業概要

釧路市では、空き店舗等の活用促進と商業地域の賑わい創出を目的として、空き店舗等へ新たに出店される方を対象に、経費の一部を補助する事業を実施しています。

●補助対象事業

個人又は法人等が空き店舗等を購入又は賃借し、店舗改装若しくは広告宣伝を実施した後、営業を開始する事業が対象となります。

補助金額 上限20万円（補助対象経費の1/2以内）

北大通を中心とした一部地域は、上限50万円

申請期間 2024年4月1日（月）～12月27日（金）

※期間内でも予算額に到達しだい終了します。

補助対象経費

①店舗改装費（備品購入費は除く）

※釧路市内に本店を有する業者へ支払う経費

②広告宣伝費

※釧路市内に本店、支店または営業所を有する業者へ支払う経費



補助要件

【対象地域】（詳しくはお問い合わせください）

- 釧路市内にある商店街振興組合が定款に定める地区
- 釧路圏都市計画における商業地域・近隣商業地域（釧路市内に限る）
- 阿寒町、音別町に位置する別に定める地域

【対象業種】

- 小売業、飲食業及びサービス業（一部対象外となる業種もあります）

【対象店舗】

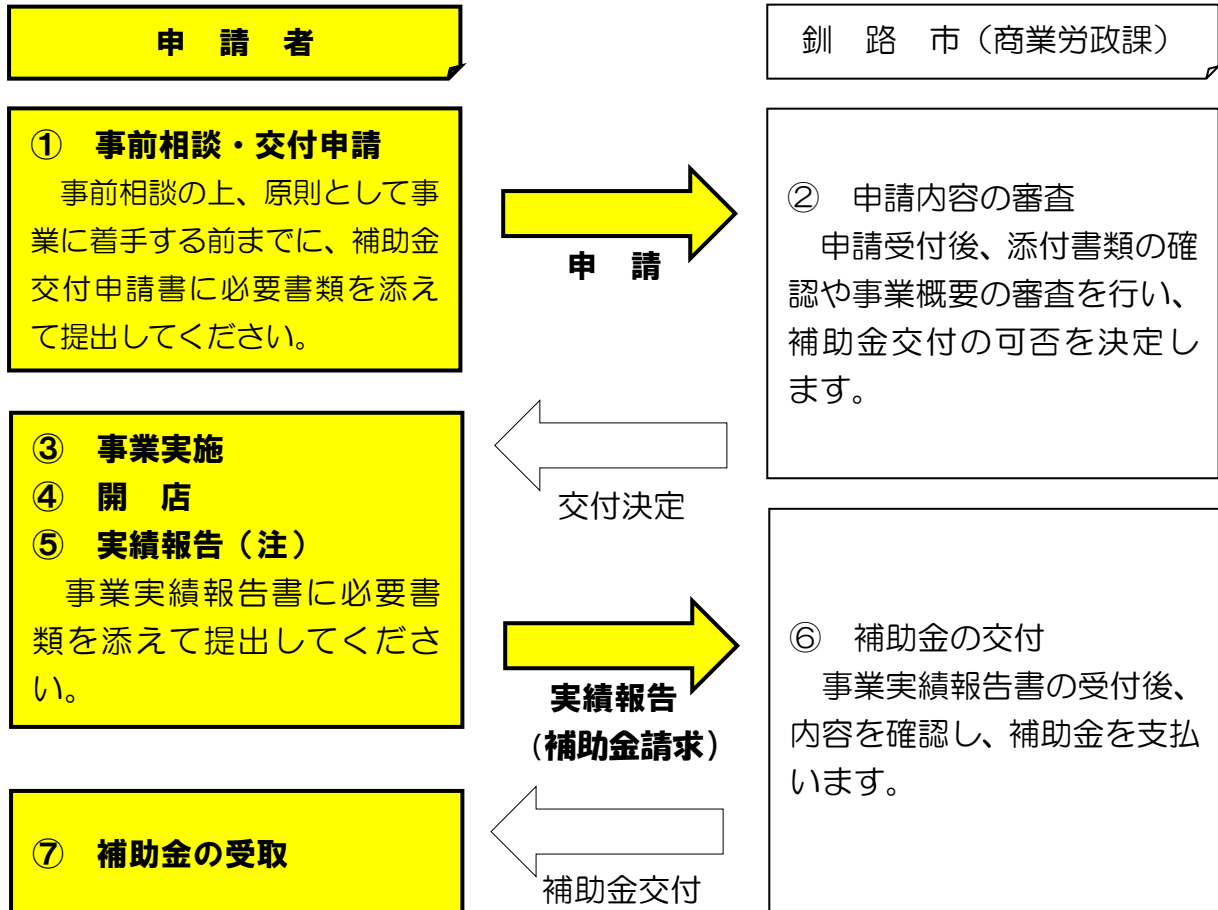
- 店舗専用の出入口が1階に存在する空き店舗等であること
- 店舗の移転ではないこと（店舗面積の拡大などで対象となる場合があります）

【その他】

- 原則として事業に着手する前までに釧路市へ申請すること
- 週5日以上営業するものであること
- 午前9時から午後6時までの間に概ね6時間以上営業すること
- 商工会議所（商工会）へ事業計画の相談を行っていること
- 納期到来分の市税を完納していること



申請から補助金交付までのながれ



（注）実績報告書は、原則、開店後（業者への支払が完了していない場合は支払完了後）1か月以内又は年度末（3月31日）のいずれか早い日までに提出してください。

空き店舗等へ出店予定で、補助金申請を希望する方はあらかじめご相談ください。

釧路市黒金町7丁目5番地 Tel (0154) - 31 - 4611
釧路市役所 商業労政課 商業労政担当